地域ケア会議における個人情報の取り扱いについて

地域ケア会議（自立支援型個別地域ケア会議含む）では多くの個人情報を取り扱うため、介護保険法に基づく個人情報の守秘義務遵守が定められています。

注意事項

○開催運営に関わる人・当日参加する人は個人情報の取り扱いや守秘義務があります。

○資料の取り扱いについては、慎重にお願いします。なお、会議終了後には資料を回収いたしますのでご承知おきください。

介護保険法　第１１５条の４８（地域ケア会議関係）抜粋

第２項：会議は、要介護保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域で自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

第３項：会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第４項：関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めなければならない。

第５項：会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

介護保険法　第２０６条の２　抜粋

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為したものは、５０万円以

下の罰金に処する。

　→守秘義務違反の場合は一年以下の懲役・百万以下の罰金。